

第 1 章 堺市における障害者相談支援

1 章 堺市における障害者相談支援

1 堺市の障害施策の基本理念

堺市がめざすべき共生社会の目標像として、第5次堺市障害者計画では、次のように定めています。この理念のもとに、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、
心豊かに暮らせる共生社会の実現

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 障害者が生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、自分らしく多様な暮らし方ができる共生社会
- 障害への理解と認識、障害者それぞれの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無や程度、種別にかかわらず、すべての人が主体的に、地域の中で安心して暮らすことができる共生社会
- 障害の有無や程度、種別にかかわらず、すべての人が支え合い、ともに暮らし、そして一緒に作る地域の中で、障害者が安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、その一員として生きがいをもって心豊かに暮らすことができる共生社会

この基本理念の実現に向けた取組を進める上で、基本方針を定め、相談支援においても取り組んでいます。

2 堺市の相談支援について

(1) 相談支援とは

相談支援とは、障害のある方が、その程度や種別に関わらず、住み慣れた地域の中で安心して、自分らしい暮らしを実現することができるように、本人の立場に立って、本人の意向やニーズを確かめながら、本人を中心にフォーマルだけでなく、インフォーマルな様々なサービスを利用して、本人の地域生活を総合的に支援していくことをいいます。

障害のある方が地域で安心して主体的に、心豊かな生活を送るために、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスへつなげるためのきめ細かい調整やコーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は障害のある方が地域で安心して生活を送るための最初の支援で、その役割は重要です。

(2) 堺市の相談支援体制

障害福祉のサービスのあり方は、平成 15 年 4 月 1 日から施行された「支援費制度」によって、それまでの「措置」から「契約」へ大きく変わり、自己決定、利用者本位の考え方が明確になりました。措置の時代は障害福祉の相談は行政機関だけで、施設（病院）への措置を中心に行っていました。

堺市では、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関しては福祉事務所（現地域福祉課）が、精神障害者に関しては保健所（現保健センター）が担当しています。

昭和 49 年に大阪府の療育手帳制度が始まったこともあり福祉事務所（現地域福祉課）には当時より、知的障害者担当が配置されています。最近ではその業務の大半を社会福祉職が担い、障害福祉サービスの担当者を兼務しています。

また、昭和 49 年 3 月から、保健所（現保健センター）には、精神衛生相談員（現精神保健福祉相談員）が配置され、精神障害者への医療・保健・福祉に関する相談窓口として、地域で生活するための支援を行ってきました。支援費制度が始まる前から、ノーマライゼーションの考えから施設から在宅へと、障害者のサービスのあり方も変化しています。

平成 13 年度に市町村障害者生活支援事業（身体障害）2 ヶ所を設置したのをはじめに、平成 14 年度から順次、障害児（者）地域療育等支援事業（知的障害）を設置しました。平成 16 年度に上記の 2 事業を「障害者（児）生活支援事業」に名称を統一。平成 18 年度の政令市移行に伴い、精神障害者地域生活支援センター（精神障害）を大阪府から移譲されました。同年度には、2 障害（身体・知的）10 センターが集まって、支援センター連絡協議会が設置されました。その後、平成 20 年に精神障害者地域生活支援センター協議会に参加し、3 障害の連絡協議会となりました。

平成 22 年度には、障害者（児）相談支援事業に名称が変わりました。平成 24 年度からは、障害のある方の相談支援体制を充実するため、障害者（児）生活支援センターから、各区役所に区障害者基幹相談支援センターを設置、健康福祉プラザに総合相談情報センターを設置し、相談窓口のワンストップ化と総合的・専門的な相談支援体制に再編し充実を図りました。

さらに、相談支援に関する中核的な機能として、堺市障害者自立支援協議会を平成 19 年 3 月に、順に各区障害者自立支援協議会も設置し、行政と関係機関（民間も含む）が協力し、地域での個別支援の協議や相談支援のシステム構築に向けて取り組んでいます（次ページ【体制図】参照）。

障害のある方が計画相談支援や地域相談支援を受ける場合は、指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所が一番身近な相談窓口となります。相談支援専門員は障害のある方の希望やニーズを把握し、適切な障害福祉サービス事業所とのコーディネートを行います。

本人のニーズはフォーマルな資源にとどまらずインフォーマルな資源とのコーディネートが必要な場合もあります。様々な地域の機関と協力して支援を行わなければならない等、困ったり悩んだりした時は各区の地域福祉課や保健センター、障害者基幹相談支援センター等と連携することが重要です。

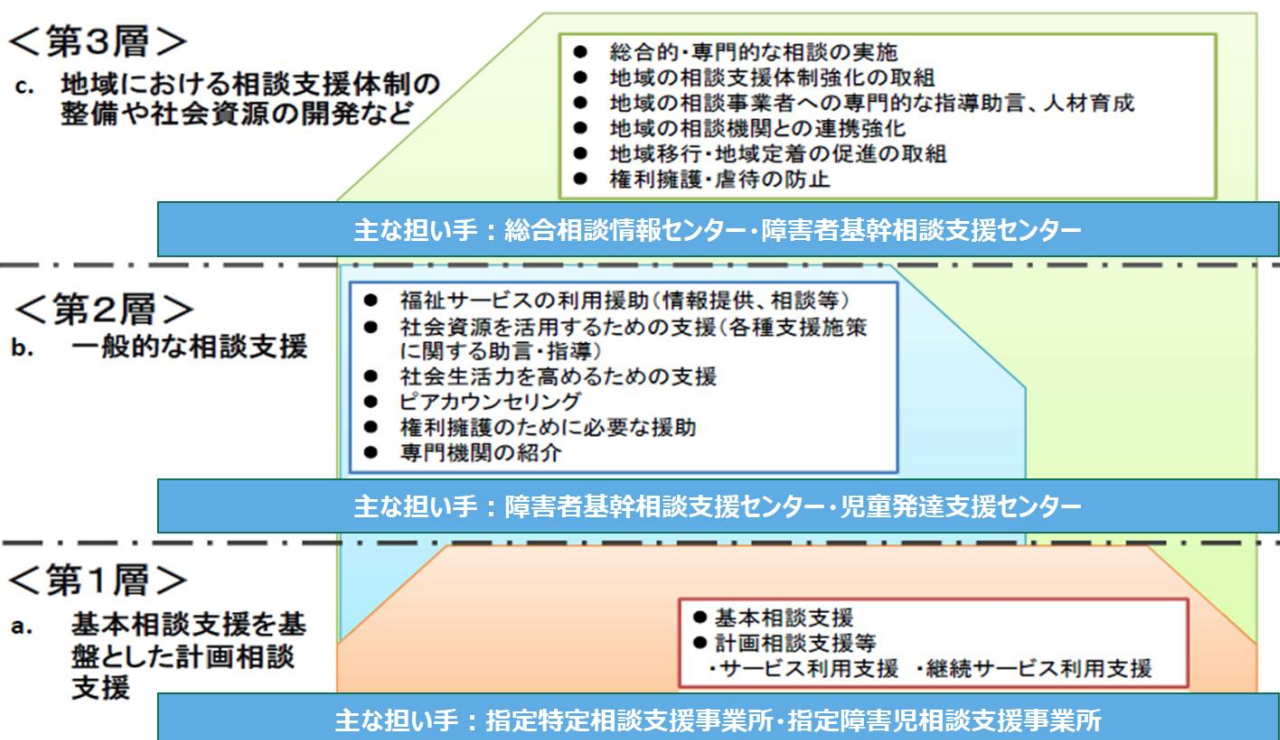
このように、地域の機関だけでなく、市域の専門機関や本庁関係課と連携し、堺市の相談支援体制の充実に取り組んでいます。

堺市では、障害のある方やその家族がどこに相談しても、ニーズを的確に聞き取り、必要な支援につなげることができるように、本人に最も近い相談窓口としての相談支援事業所や区障害者基幹相談支援センター、区地域福祉課・保健センターとの連携を中心とした相談支援体制を構築しています。

各機関相互の連携を深めるために、日頃から関係づくりに取り組んでいく必要があります。堺市では各区の自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等の取組があります。

また、この相談支援体制を機能させるためには、それぞれの機関が研さんを積む必要があります。専門機関や本庁課も含めて連携を強化しながら、障害のある方の相談支援に従事するすべての方が、この体制を理解して取り組んでいきます。

【重層的な相談支援体制】



障害者の窓口

障害者に関する手続きや相談の窓口は下記のとおりいろいろあります。それぞれの業務内容に関して特徴があります。

(1) 障害者に関する障害福祉サービス・障害者支援の窓口

対象者	受付・決定機関
身体障害者	各区地域福祉課(美原区は精神障害者・難病患者も含む)
知的障害者	
精神障害者	各区保健センター(美原区は精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービスなど各種福祉制度の受付は地域福祉課)
難病患者	

(2) 障害者に関する機関の主な業務内容

機関	業務内容	職種 (未記載は主に事務)
保健センター	こころの健康、心の病気に関する相談	精神保健福祉相談員 保健師
	精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービスなどの各種福祉制度の受付(美原区は地域福祉課)	
地域福祉課	身体障害者手帳・療育手帳の申請・交付、特別障害者手当・大阪府重度障がい者在宅生活応援制度の給付、障害福祉サービスなど各種福祉制度の受付	
	知的障害者の福祉に関する相談	主に福祉職
障害者基幹相談支援センター	すべての障害のある人のワンストップ窓口。本人や家族、関係機関から相談を受け、必要な窓口や社会資源につなぐ。	相談員
指定特定相談支援事業所	障害のある人が希望する生活を実現することができるよう計画を作成し、その生活を継続するために、必要なサービスの組み合わせや事業所との調整を行う。	相談支援専門員
指定一般相談支援事業所	地域移行支援や地域定着支援の相談支援	相談支援専門員など
障害者更生相談所	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が併設された行政機関で、区からの依頼により専門的な相談や補装具の判定、療育手帳の判定等を行う。	整形外科医、精神科医、福祉職、心理士、理学療法士
こころの健康センター	精神保健福祉に関する行政機関で「ひきこもり」「薬物依存」「自死遺族」についての専門相談を行う。	精神科医、精神保健福祉士、心理士、保健師など
発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士など
難病患者支援センター	難病に関する療育相談、情報提供、就労相談、医療講演会、患者・家族の交流会実施など	保健師、社会福祉士
生活リハビリテーションセンター	障害のある方に対する各種機能訓練、生活訓練、高次脳機能障害に関する相談、情報提供など	福祉・医療の専門職
障害者就業・生活支援センター	就職を希望する障害者から相談、または就労している障害者の職場定着支援など	専門支援員
視覚・聴覚障害者センター	視覚・聴覚障害者およびその家族等からの各種相談、点字図書、字幕入りビデオ等の貸出、ボランティア養成・育成、コミュニケーション支援など	社会福祉士、精神保健福祉士、視能訓練士、歩行訓練士
権利擁護サポートセンター	認知症や知的障害者、精神障害などにより判断能力が十分でない方などの権利侵害や財産管理に関する法律的な問題、成年後見制度の利用などの相談・支援を行います。また、高齢者・障害者相談機関、その他事業所など関係機関・団体に対して相談対応・支援を行います。相談は無料です。	(定例相談) 弁護士、司法書士、社会福祉士

子どもに関する手続きや相談の窓口は下記のとおりいろいろあります。それぞれの業務内容に関係して特徴があります。

(1) 障害児に関する障害福祉サービス・障害児支援の窓口

サービス名			受付機関	決定機関
児童福祉法に基づく障害福祉サービス			各区地域福祉課（身体・知的）保健センター （精神・難病）美原区はすべて地域福祉課	
障害児通所支援	放課後等デイサービス	就学児童対象	各区地域福祉課 （市立児童発達支援センターの 利用申込みは障害支援課）	
	児童発達支援	①児童発達支援センター ②児童発達支援事業所		
	保育所等訪問支援			
	居宅訪問型児童発達支援			
障害児相談支援	障害児相談支援		通所支援に付随	各区地域福祉課
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援		子ども相談所	
	医療型障害児入所支援			

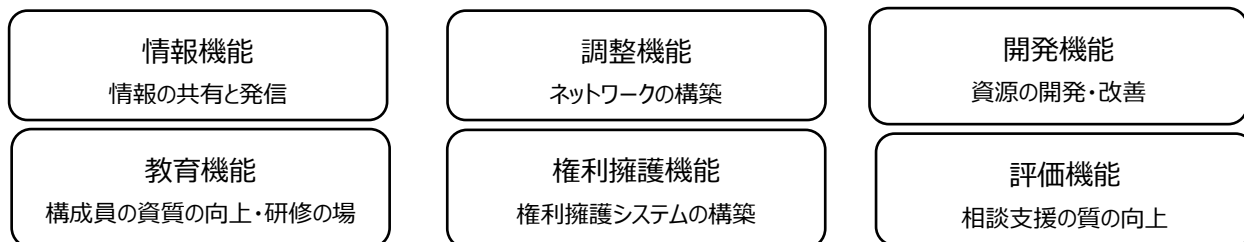
(2) 障害児に関する機関の主な業務内容

機関	業務内容	職種 (未記載は主に事務)
保健センター	障害及び疾病を早期に発見し、早期療育につなげるための支援を行う。乳幼児健康診査	保健師
	こころの健康、心の病気に関する相談	精神保健福祉相談員 保健師
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、障害児通所支援（放課後等デイサービスのみ）	
子育て支援課	認定こども園等の入所決定、自立支援医療（育成医療）	
	0～18 歳未満の児童の養育に関する様々な相談	家庭児童相談員
地域福祉課	身体障害者手帳・療育手帳の申請、交付、特別児童扶養手当・障害児福祉手当、大阪府重度障がい者在宅生活応援制度、障害児通所支援、障害福祉サービスなどの各種福祉制度の受付	
	知的障害児の福祉に関する相談	主に福祉職
障害者基幹相談支援センター	障害のある方のワンストップ窓口、本人や家族、関係機関からの相談を受け、必要な窓口や社会資源につなぐ。	相談員
障害児等療育支援事業（あいすてーしょん）	障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行う。 ＊サービスを利用していない人が対象(令和 6 年度は 7 法人に委託)	相談員、児童指導員、保育士、心理士、言語聴覚士等
指定障害児相談支援事業所	障害のある児童や家族が希望する生活を実現することができるような計画を作成し、その生活を継続するために、必要なサービスの組み合わせや事業所との調整などを行う。	相談支援専門員
子ども相談所	児童相談に関する総合的、専門的機関(児童虐待・養護・非行・育成相談) 障害児入所支援、療育手帳の判定	児童福祉司、児童心理司
発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士
さかいっこひろば	こどもと保護者が集い、憩い、交流し、学べる場。成長や発達について気になっていることを気軽に相談できる発達相談も実施。	発達支援コーディネーター

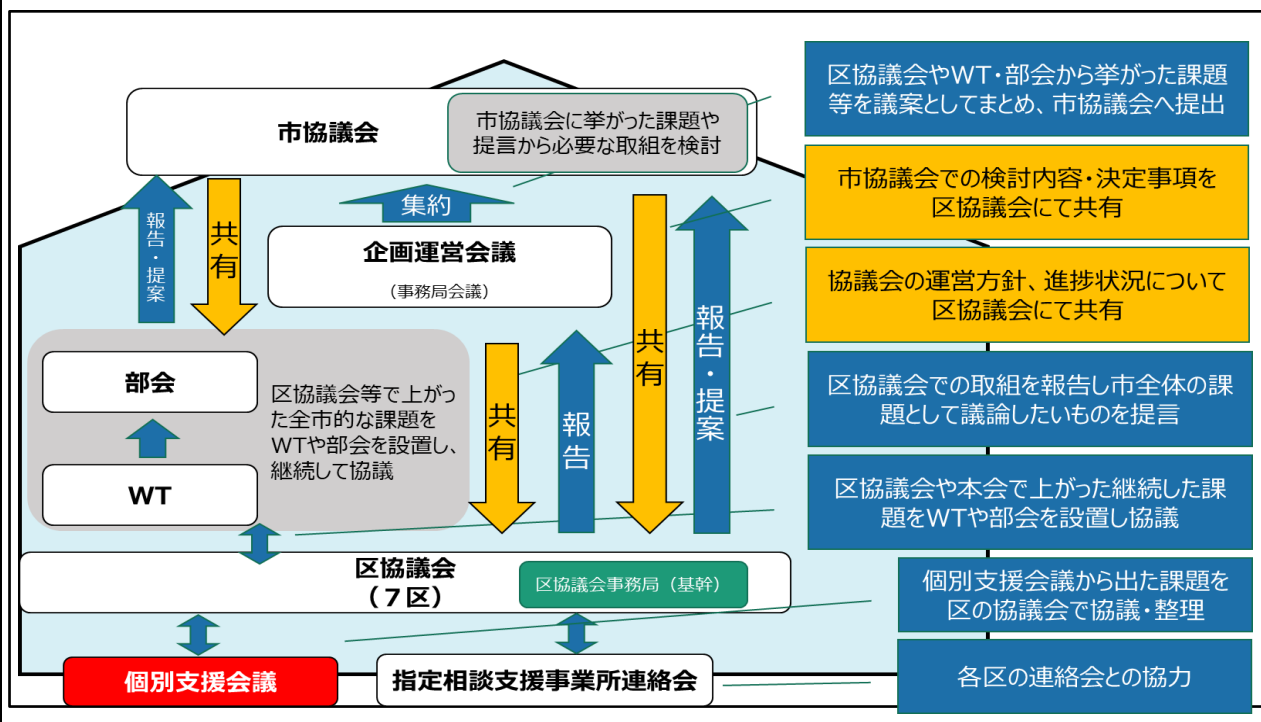
堺市障害者自立支援協議会

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たすことを目的として設置している。（根拠：障害者総合支援法第 89 条の 3、堺市障害者自立支援協議会設置規約）

◆6つの機能



◆組織



※WT（ワーキングチーム）

相談支援事業所のみなさまへ

各区の障害者自立支援協議会や指定相談支援事業所連絡会等では、情報交換や勉強会などを行い、区域のネットワークを構築しています。個別支援会議等（※）から本人・家族・地域の課題を吸い上げ、協議会で共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくことが相談支援専門員の重要な役割となりますので積極的にご活用ください。

参加については、各区に設置している区障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

（※）個別支援会議等とは、相談支援におけるサービス担当者会議や個別支援会議等のこと

3 堺市における計画相談支援の現状について

(1) 現状

平成 27 年 4 月 1 日から、原則としてすべての障害福祉サービス・地域相談支援・障害児通所支援の利用者について、サービス等利用計画案の提出が必須となりました。堺市における令和 7 年 4 月現在の指定特定相談支援事業所は 167 箇所（障害児相談支援事業所 104 箇所）です。なお指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所による相談支援を推進するため、事業所の拡大と育成に取り組んでいるところです。

また、堺市では利用者本人が希望し、利用者本人（家族、後見人、支援者を含む。）が計画を作成し、サービス事業所との利用調整ができる場合、サービス等利用計画案に代えてセルフプランを作成することができます。この場合、相談支援事業所によるモニタリングは行われません。

(2) 進捗状況

